

岐行発第1-95号
令和元年12月11日

会員 各位

岐阜県行政書士会
会長 森 伸 二
(公印省略)

県からの本会会員への諸官庁窓口職員への対応改善依頼について（周知）

見出しに付き、別添「貴会会員に対する周知の依頼について」において、一部の会員の行政庁窓口での暴言等の非礼行為があり、岐阜県総務部法務・情報公開課から、本会に対し、会員への指導要請がありました。つきましては、県からの会員指導要請を踏まえ、本会会員に対して、以下のことを再認識していただいた上で行政書士業務を遂行していただくよう、本書（別紙含む）をもって周知をいたします。

記

- 1、岐阜県行政書士会会則第48条（責務）において、「会員は、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用または品位を害するような行為をしてはならない。」と規定しております。（行政書士法第10条の準用）これは①依頼者に対する書類作成業務、②諸官庁窓口に対しては、①のための事前の確認作業、書類提出行為といった一連の諸作業において、誠実に行政書士業務を遂行すること、そしてその過程において行政書士の信用または品位を害するような行為をしてはならないと解釈できます。一人の行政書士会員の不誠実な行為、信用また品位を害する行為が、他の会員・当会・日行連への連鎖的な社会的信用失墜、ひいては行政書士業務の縮小へとつながります。
- 2、行政書士法第14条の3（懲戒の手続）においては、「何人も、行政書士又は行政書士法人について第14条又は前条第1項若しくは第2項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適切な措置をとることを求めることができる。」と規定しております。第14条で監督官庁である県が会員に対する懲戒処分権を有すると規定しているのですが、第14条の3の何人の解釈は、直接の依頼者に限らず、第三者も含まれます。このことで、行政書士は広く社会の目に監視され、行政書士業務を行っていることとなります。

最後になりますが、会長としましては、このたびのことを深く心に刻むとともに、今回の県からの周知依頼文並びに本書を会員の一人一人が肝に銘じ、今後の行政書士業務に生かしていただきますよう切にお願いする次第であります。

行政書士法 第6章 監督

(立入検査)

第13条の22

都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該職員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(行政書士に対する懲戒)

第14条

行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

戒告

2年以内の業務の停止

業務の禁止

(行政書士法人に対する懲戒)

第14条の2

行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

戒告

2年以内の業務の全部又は一部の停止

解散

2 行政書士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その従たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該行政書士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反等が当該従たる事務所に關するものであるときに限る。

戒告

当該都道府県の区域内にある当該行政書士法人の事務所についての2年以内の業務の全部又は一部の停止

3 都道府県知事は、前2項の規定による処分を行ったときは、総務省令で定めるところにより、当該行政書士法人の他の事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分の手続に付された行政書士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定は、これらの項の規定により行政書士法人を処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき前条に該当する事実があるときは、その社員である行政書士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(懲戒の手続)

第14条の3

何人も、行政書士又は行政書士法人について第14条又は前条第1項若しくは第2項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、同項の都道府県知事は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 都道府県知事は、第14条第2号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号の処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 前項に規定する処分又は第14条第3号若しくは前条第1項第3号の処分に係る行政手続法第15条第1項の通知は、聴聞の期日の1週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(登録の抹消の制限等)

第14条の4

都道府県知事は、行政書士に対し第14条第2号又は第3号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第15条第1項の通知を発送し、又は同条第3項前段の掲示をした後直ちに日本行政書士会連合会にその旨を通知しなければならない。

2 日本行政書士会連合会は、行政書士について前項の通知を受けた場合においては、都道府県知事から第14条第2号又は第3号に掲げる処分の手続が終了した旨の通知を受けるまでは、当該行政書士について第7条第1項第2号又は第2項各号の規定による登録の抹消をすることができない。

(懲戒処分の公告)

第14条の5

都道府県知事は、第14条又は第14条の2の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県の公報をもつて公告しなければならない。

法第113号
令和元年12月2日

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜県総務部法務・情報公開課長



貴会会員に対する周知の依頼について

平素は、県行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当課に対し、行政庁の職員に不適切な言動をしている行政書士がいるとの通報が寄せられました。

つきましては、貴会会員に対し、下記の点について遵守するよう周知いただくよう依頼します。

記

- 1 行政庁の職員に対し、暴言を吐く、威嚇するといった言動をしないこと。
- 2 行政庁に提出する書類については、不備や不足がないよう確実に作成すること。
- 3 行政庁からの問い合わせについては、誠実に対応し、回答すること。
- 4 上記に違反した場合は、行政書士法第10条に抵触し、同法第14条に規定する懲戒処分の対象となる場合があること。

行政書士法

第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

第14条 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- (1) 戒告
- (2) 2年以内の業務の停止
- (3) 業務の禁止